

## 1. 都市行財政制度の改善について

1. 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）の成立に伴い、基礎自治体への権限移譲が実施されることとなったが、さらに一層の権限移譲を図るとともに、権限移譲にあたっては、自治体の意見を十分反映させ、地方の担うべき事務と責任とに見合った地方税財政制度の再構築などの財源確保を図り、真の改革を強力に推進すること。
2. 国の「財政運営戦略」における地方の一般財源総額の確保に基づき、総額確保の確実な実行を図るとともに、地方税・地方交付税について次の措置を講じること。
  - (1) 国と地方の役割分担に応じた地方税源の充実確保を図るため、税源の偏在性が少ない地方消費税を基本に、国から地方へのさらなる税源移譲を行い、地方一般財源の充実確保を図ること。また、年少扶養控除の見直しなど税制改正による地方の増収分については、地方自治体が独自の施策展開を図るための貴重な一般財源であり、その用途については地方の裁量に委ねること。
  - (2) 地方財政計画の適正化を図ったうえで、財源保障と財源調整の両機能を堅持するとともに、臨時財政対策債によることなく地方交付税総額の安定的確保を図ること。また、国が主導する施策については、その財源手当てを特別交付税によることなく確実に措置すること。
  - (3) 地方交付税の算定における財政需要額並びに財政収入額については、都市の実態に即した算定方法の見直しを図ること。
  - (4) 合併後の自治体の実情を的確に把握し、新たな交付税算定項目の創設や、実態に即した算定基準の見直しを行うこと。
3. 一括交付金が廃止されたことに伴い、地域経済に影響を及ぼすことのないよう、事業の継続性に配慮いただくとともに、今後の新たな見直しにあたっては、地方の意見を十分に反映すること。
4. 公立病院特例債において、利払い額の一部についてのみ交付税措置の対象とされているが、元金償還のための一般会計からの繰入金についても対象とするとともに、補償金免除繰上償還制度の拡充や、公債費負担における対象金利の引き下げなどの改善を図ること。
5. 市街化調整区域と市街化区域とでは、農地に対する固定資産税額に大きな差があることから、市街化区域農地の課税について軽減策を講じること。
6. より公平な社会保障制度の基盤確立のための「社会保障・税番号制度」（マイナンバー）導入にあたっては、システムやネットワークの改修等について、地方に新たな費用負担が生じないよう全額を国において確保するとともに、早期にその仕様を公表すること。
7. 年金所得者に係る確定申告不要制度については、住民税の各種控除の適用を受けるためには申告が必要となっていることから、納税者の利便性の向上と自治体の事務軽減のため、制度の改善を図ること。
8. 地方公共団体における附属機関の設置について、政令により設置が認められている国の規定に準じ、規則・規定等により特別事項を調査・審議する合議制の機関設置が可能となるよう地方自治法を改正すること。

## 2. 保健医療・社会保険制度の改革等の推進について

1. 医療保険制度の改革にあたっては、給付と負担の公平を確保し、安定的で持続可能な制度となるよう、国の責任において、すべての国民を対象とする制度への一本化を図ること。なお、制度の移行に当たっては、地方の意見が反映できる仕組みとするとともに、十分な準備期間を設けるなど、自治体の負担軽減に十分配慮すること。また、移行までの期間は、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと、自治体の新たな負担を伴うことなく広域化を推進させるとともに、国民健康保険制度の財政基盤強化のため、国の責任と負担において、財政措置の拡充を図ること。
2. 国民健康保険制度の健全な運営を確保するため、次の措置を講じること。
  - (1) 制度改正にかかる政令改正等の早期周知と電算システムの改修に係る経費等について、十分な財政措置を講じること。
  - (2) 特定健診・保健指導について、実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減額措置を撤廃すること。
  - (3) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
  - (4) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう法整備を図るとともに、当該不正請求の内容について市町村に開示すること。
  - (5) 保険基盤安定（保険者支援）制度の充実を図るとともに、中低所得者層に対する負担軽減策を拡充すること。
3. 後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、次の措置を講じること。
  - (1) 後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間、保険料を抑制するため、国の責任において十分な財政措置を講じるとともに、医療費の地域格差を勘案した保険料率の特例措置の継続を図ること。
  - (2) 後期高齢者医療制度の見直しにあたっては、持続可能で分かりやすく安定した制度とするとともに、被保険者や市町村に新たな負担が生じることのないよう国において万全の対策を講じること。また、新制度の構築に伴うシステム構築・改修費等に対して十分な財政措置を講じること。
4. 介護保険制度については、国の責任において保険制度として長期的に安定した運営を行う必要があるため、将来にわたって市町村の財政負担が過重とならないような財政措置を講じるとともに介護保険制度の円滑な運営について必要な支援を図ること。また、次の項目について特段の措置を講じること。
  - (1) 介護給付費負担金（施設等給付費 20%・居宅給付費 25%）の別枠で調整交付金の財源を確保すること。
  - (2) 介護保険料の上昇を緩和するため、国費による財源措置を講じること。また、低所得者に対する利用者軽減措置を拡充するとともに、国の責任において、総合的かつ統一的な対策を講じること。
  - (3) 第1号保険料の設定方法について、より公平な保険料設定となるよう現行の世帯概念を用いている賦課方法の見直し等、軽減措置を講じること。
  - (4) 市町村認知症施設総合推進事業の継続を図ること。
  - (5) 訪問介護における生活援助の時間区分の見直しがなされたが、利用者に必要なサービスが確保できるよう、必要に応じ改善策を講じること。
  - (6) 施設などの介護基盤の恒久的な整備支援策を講じるとともに、介護現場においては、慢性的な職員不足が続いていることから、介護職員の待遇改善と併せて抜本的な人材不足対策を講じること。

- (7) 要支援者の月額包括報酬の算定を見直し、1回あたりの報酬単価による算定へ変更すること。
- (8) 住所地特例の適用範囲を拡大し、すべてのサービス付き高齢者向き住宅に住所地特例を適用すること。
5. 市町村が行う予防接種について、法定受託事務として全額国庫負担とするとともに、それまでの間、国の責任において、財源を確保すること。また、水痘ワクチン、流行性耳下腺炎ワクチン、B型肝炎ウィルスワクチンの接種を定期予防接種として位置付けるとともに、重篤化が懸念される高齢者の肺炎について、その健康を守る観点から成人用肺炎球菌ワクチンについても定期接種化を図ること。さらに、定期ポリオワクチン接種が不活化ポリオワクチンに切り替えられたが、市町村に新たな財政負担が生じることのないよう、国の責任において十分な財政措置を行なうこと。
  6. 妊婦健康診査の公費負担拡充について、一層の財政措置を講じるとともに、制度運用に必要な支援を行うこと。また、不育症について、その検査、治療の保険適用や補助制度の創設等、必要な公的支援措置を講じること。
  7. がん対策の一層の充実を図るため、乳がん・子宮がんをはじめとするがん検診推進事業の恒久的な制度化と全額の財政措置を要望するとともに、検診医・読影医や技師の人材確保・育成、医療機器の整備など検診体制の充実に対しても十分な財政措置を講じること。
  8. 国の責任において、乳幼児医療費の無料化制度を創設するとともに、子どもの医療費負担軽減措置の充実と適用範囲の拡大を図ること。
  9. 地方が単独で実施している各種医療費助成について、その重要性や必要性に鑑み、国において早期に制度化すること。また、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じるとともに、本制度実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること。
  10. 小児科、産科や内科、外科などの医師確保について、地域における医師偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療提供体制が構築できるよう、拠点病院から地域へ医師を派遣する仕組みの構築など必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。また、医師・看護師の確保のため、住宅整備、労働・就業環境の改善を図るための支援策を講じること。
  11. 低額の年金受給者対策として、最低保障年金等を含む年金制度の充実を図ること。また、在日外国人等の制度的無年金の障害者及び高齢者について、国の責任において救済措置を講じること。

### 3. 社会福祉・公的扶助制度等について

1. 安心して子どもを産み育てることのできる環境整備を図るため、少子化対策事業、子育て支援事業、子どもの安全確保事業の一層の充実を図るとともに、次の項目について特段の措置を講じること。
  - (1) 児童手当などの今後の制度設計にあたっては、全国一律の現金給付施策の効果を改めて検証するとともに、現金給付とサービス給付にかかる国と地方の役割分担のあり方を含め、市町村の意見を十分反映し、国が事務費・人件費等を含めた全額を負担するなどの財政措置を図るとともに、市町村の事務負担を極力軽減すること。また、保育料や給食費等を手当から徴収する仕組みについて、真に実効性のあるものとして自治体の裁量で取り組みが行えるよう構築すること。さらに、資格認定については、支給要件に該当した日の翌月から認定すること。
  - (2) 児童扶養手当について、所得制限限度額の緩和等を行うとともに、一部支給制限措置を見直すこと。また、児童扶養手当と障害基礎年金の併給を可能とし、子育て支援施策の充実を図ること。
  - (3) 父子家庭を母子及び寡婦福祉貸付金の対象に加えるなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する福祉施策の充実を図ること。また、親に代わって児童を養育している少額年金受給世帯には、最低限児童扶養手当基本額までの差額を支給できる制度を構築すること。
  - (4) 地域における子育て支援の拠点としての機能が万全に発揮できるよう、保育所及び児童館、放課後児童クラブへの十分な財政措置を講じること。また、認定こども園への移行を促進するため、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行に伴う市町村の事務負担の軽減に配慮すること。
  - (5) 多様化する生徒指導上の問題等にきめ細かく対応するため、また、LD、ADHD等の特別な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒を支援するため、教職員及び医療職員等の配置について、一層の措置を講じること。
2. 障害者の自立と社会参加を確実かつ安定的に支援するため、障害者保健福祉施策等について、次の措置を講じること。
  - (1) 障害福祉サービスに要する費用について、事業者による安定的な事業運営やサービス提供が可能となるよう報酬額の水準確保を図ること。また、障害者グループホーム・ケアホームの更なる設置促進に向け、十分な財政措置を講じるとともに、既存住宅のグループホームへの転用について、建築基準法の運用基準を明確にすること。さらに、「通所療養介護」事業の創設や、事業所の立ち上げ、人材養成、相談支援の提供体制の整備などに必要な措置を講じること。
  - (2) 地域生活支援事業の実施について、市町村及び利用者の負担増にならないよう、また、より多種多様で活発な支援事業とするため、十分な財政措置を講じること。
  - (3) 地方が行う障害者福祉タクシーサービス制度を、障害者総合支援法に基づく国の制度として補助の対象とすること。
  - (4) 身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度について、割引対象車両の制限を撤廃するとともに、制度利用に係る手続きを簡素化するよう、有料道路事業者への指導を行うこと。また、身体障害者手帳の交付対象となっていない軽度・中等度難聴児補聴器購入について、障害者総合支援法による補装具費の支給制度において対応すること。
  - (5) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の軽減措置を講じること。
  - (6) 障害者に対する虐待防止について、法の施行を円滑にするための継続的かつ安定的な財源措置を講じるなど、一層の支援を行うこと。

- (7) 障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の施行にあたっては、障害者はもとより、事業者や地方自治体の意見を十分に聴取し、十分な準備期間や移行費用の財政措置など新制度への円滑な移行に努めること。また、同法において設置が努力義務とされた障害者自立支援協議会について、その活動を活性化するために必要な財源措置を講じること。
  - (8) 制度改正にあたっては、事業の円滑な推進を図るため市町村と十分協議し、十分な準備期間を設けること。また、制度改正に伴い必要となる電算システムの改修等に対して十分な財政措置を講じること。
3. 生活保護制度の抜本改革について、次の通り特段の措置を講じること。
- (1) 国の新たな生活困窮者支援制度の創設にあたっては、対象者が経済的困窮・社会的孤立からの自立を図れるよう、生活保護実施主体の地方の意見を反映したうえで、十分かつ継続的な財政支援を行うこと。
  - (2) 生活保護は憲法が保障するナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであることから、人件費を含む経費を全額国が負担すること。
  - (3) 増加する医療扶助等の抑制に向け、一部自己負担制度の導入を図ること。また、生活保護申請者及び受給者における扶養義務責任範囲の強化を図ること。
  - (4) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有（使用）を認めるなど、地域や生活実態に即した改善を図ること。
  - (5) 生活保護法 29 条による預貯金調査及び扶養義務調査等の法的な見直しを図るとともに、手続きの簡素化を図るなど事務の軽減に配慮すること。
  - (6) 生活保護受給者と国民年金平均受給者との受給額格差の見直しを図ること。
4. 高齢者が社会の担い手として、知識・経験・能力を活かしていきいきと働き、社会活動に参加することを支えるよう、シルバー人材センター運営助成について、拡充を図ること。また、国の補助金額は府県の予算措置に影響されることなく、運営費補助単価限度額に基づき交付すること。
5. 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自治体がすすめる自殺対策事業に対し、継続的かつ十分な財政支援を講じること。また、国・地方を挙げた総合的なセーフティーネットの構築について積極的な検討をすすめること。

## 4. 都市基盤の整備促進等について

1. 地域の活性化をはかり、国土の均衡ある発展を目指すとともに、近畿圏における次のプロジェクトの推進に必要な措置を講じること。
  - (1) 高速道路をはじめとする広域幹線道路等の整備にあたっては、地域の実情等を十分に勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
  - (2) 関西文化学術研究都市プロジェクトの推進。
  - (3) 港湾・海岸の基盤整備促進。
  - (4) 公共交通の活性化や利便性の向上を図る立体交差事業の推進に必要な支援措置。
  - (5) 地域特有の自然・歴史・文化と河川の特性が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備促進。
2. 地方における道路整備が着実に推進できるよう道路整備財源を安定的に確保すること。また、地域の活性化と発展、さらには移動制約者等の移動交通手段確保を図るのため、重要な社会基盤であるコミュニティバスや地域鉄道（第三セクター鉄道）などの地域公共交通を安定的に維持させるため、必要な経営支援を行うとともに、鉄道駅等のバリアフリー化推進のための財政支援等を行うこと。
3. 下水道の普及拡大、整備促進やさらなる機能向上及び公共用水域の水質保全を図るため、次の項目について特段の措置を講じること。
  - (1) 管渠等の整備をはじめ、浸水対策や老朽化する下水道施設の耐震化及び改築・更新について、必要な財政措置を講じること。
  - (2) 流域下水道事業に関連する市町村が合併により単一市町村となった後も、引き続き都道府県が施設管理を行えるよう制度改正を図ること。
  - (3) 水洗化普及率の早期向上や効率的な整備促進のため、浄化槽整備事業に対する財政措置を拡充すること。
4. 公共下水道の敷設や私道の公道化について、事業の妨げとなる事例について、法整備あるいは特別措置等により事業推進可能となるよう、方策を検討すること。
5. 安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した水道施設の更新、施設の耐震化や安全強化等及び簡易水道事業の上水道への統合について、十分な財政措置及び補助対象事業の条件緩和を図るとともに、水道事業の経営健全化のため、起債の融資条件及び借り換え制度の条件緩和を図ること。
6. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更により事業費が増額され自治体財政に大きな負担と不安を招いている現状に鑑み、利水者負担限度額の設定や利水者負担額の軽減を図ること。また、建設後に負担が発生する国有資産等所在市町村交付金及び維持管理費についても軽減を図られたい。
7. 定住自立圏構想推進要綱の要件を満たさない広域行政圏事業に係る支援策を講じること。
8. 社会資本整備総合交付金については、真に必要な都市基盤整備を計画的かつ効率的に実施できるよう十分な財政措置を講じること。
9. 中心市街地の活性化を図るため、民間事業者が実施するテナントミックス事業（まちの活性化のための魅力あるテナントの誘致）等について、必要な財政措置等を講じること。

## 5. 防災・災害対策の充実と市民の安全確保について

1. 東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、国及び地方自治体における対策の見直しが求められているなか、内閣府より3月18日に発表された南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）の公表を受け、東南海・南海地震などの大規模地震や各種災害に対応する諸施策を一体的に推進するため、一層の財政措置を講じるとともに、次の事項について特段の措置を講じること。
  - (1) 日本海側及び太平洋側における地震及び津波に関する調査研究を積極的に進め、実効性のある地震及び津波の予測と被害想定を示し、地域防災計画の見直し、ならびに防災拠点港の整備やハザードマップの整備等、防災対策の推進について支援を講じること。
  - (2) 避難施設・防災拠点施設（庁舎を含む）の整備や耐震化、防災行政無線及び消防・救急無線のデジタル化等の防災対策整備について十分な財政措置を講じること。
  - (3) 公立学校施設の非構造部材の耐震化を推進するため、防災機能強化事業の補助率嵩上げや対象工事の基準緩和を図ること。また、公立保育所の耐震化工事や、その他公共施設の耐震化関連事業についても同様に予算を確保すること。一方で、耐震化以外の学校施設等の整備や改修についても、公教育を支える立場から必要な財政支援を行うこと。
  - (4) 老朽化した井堰の全面改築に伴う財政措置を講じること。また、防潮（波）堤並びに防潮水門の早急な整備等、津波対策の強化を図るための財政措置を講じること。
  - (5) ため池等整備事業や地震災害等による地すべり・急傾斜地崩壊対策にかかる財政措置の拡充を図ること。
  - (6) 東南海・南海地震防災対策推進地域など著しい地震災害が生ずる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定を行うこと。
  - (7) 大規模な浸水被害や水難事故をもたらす局地的豪雨に対する、堰堤築造対策などの砂防事業への財政措置の拡充を図るとともに、総合的な対策について十分な財政措置を講じること。
  - (8) 緊急防災・減災事業債の予算の増額と永続的な措置を講じること。
  - (9) 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金について、現在でも借受人が無資力な状態あるいは所在不明など、最大限の回収努力を講じてはなお、償還不可能なケースが数多くみられるため、東日本大震災の被災者への特例措置同様に償還免除要件の拡大など、借受人等の現在の実情に応じた措置を講じること。
2. 東北地方太平洋沖地震による原子力発電所の事故発生を踏まえ、周辺住民の安全・安心確保が不可欠であるため、次の事項について特段の措置を講じること。
  - (1) 原子力規制委員会による原子力発電所の安全評価については慎重に行われるとともに、評価結果を市民に分かりやすく説明すること。特に稼働中の大飯原発については、新安全基準に適合しているか再審査し、基準に適合していないと判断した場合には、すぐに運転を停止すること。
  - (2) 「緊急防護措置計画範囲」（UPZ）における住民避難対策、モニタリング体制、通報体制等の整備など、原子力防災対策に最大限の支援措置を講じるとともに、原子力事業者との安全協定の締結を義務付けるなど原子力災害対策特別措置法等の改正を行うこと。また、原子力発電所に隣接する市町村においても、今後の放射能対策、防災対策には多大な経費が予定されることから、適切な財源対策を講じること。なお、現在、原子力対策として府県に交付されている交付金について、より市町村の実態に即した交付金とするべく、UPZ 圏内市町村を対象とした直接交付制度とすること。
  - (3) 原子力発電施設以外にも放射性物質を扱う事業所及び運搬時における安全対策の徹底を図ること。
  - (4) 瓦礫や土地の放射能汚染に関し、除染処理や研究を進め、特に湖や河川など水源に被害が及んだ場合を想定した効果的な対策を早急に検討し、実施すること。また、放射性廃棄物の管

- 理、処分方法の方針を策定し、公表すること。
- (5) UPZ 圏外であっても、地域防災計画を策定している市町村については、UPZ 圏内に準じた措置を講じること。
3. 原子力発電施設事故に端を発した深刻な電力不足は、市民生活や経済活動に甚大な影響を与えることから、次の事項について特段の措置を講じること。
- (1) 現下の厳しい電力状況を踏まえ、電力の安定供給確保に向け、国は責任を持って対処すること。
- (2) 自然エネルギーへの関心が高まる中、太陽光発電の充実を図るなど、地域特性・資源を活用した一般家庭対象の全ての再生可能エネルギーについて、その設備導入に係る補助制度の創設を図ること。また、再生可能エネルギー固定買取制度について、再生可能エネルギーの構築にはその調整に一定の時間・労力を必要とすることから、当該制度の期間や価格設定について配慮を行うとともに、地域の地理的・環境的状况を勘案し、調達価格・調達期間を定めること。さらに、市町村が行う再生可能エネルギー普及促進事業に対し、必要な財政支援を行うこと。
- (3) バイオマス利活用の推進・普及を図るため、必要な支援及び財政措置を拡充すること。
- (4) 新たな国内エネルギーとして注目されている、メタンハイドレードの実用化を強力に推進すること。



## 6. 生活環境の整備促進、地域経済の振興などについて

- 琵琶湖の総合的な保全対策の取り組みに対し、必要な支援を講じるとともに、森林整備の担い手の育成と山村地域への定住を促進するため緑の雇用担い手対策事業の一層の推進を図ること。
- 地球温暖化対策を着実に推進するため、次の措置を講じること。
  - 温室効果ガス排出量削減に向けた方向性及び国・地方の役割の具体案を早急に示すこと。
  - 森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能を持つ竹林の整備・活用にかかる支援措置を行うこと。また、国内産木材の利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する財政支援を行うこと。さらに、二酸化炭素排出源等を課税対象とする環境関連税については、市町村に対する新たな税財源とするなど必要な支援を講じること。
  - バイオディーゼル燃料利用車へのメーカー保証措置や燃料供給施設普及のための財政的支援並びに関係法令の規制緩和を行い、自動車の低公害化を図ること。
  - 新エネルギー・省エネルギー機器の技術開発の促進及び機器導入を促すため、太陽光発電設置に係る補助金の平成 26 年度以降の延長や、エコポイント制度、市町村が行う省エネ改修について十分な財政措置を講じること。
  - エネルギー事業者が市町村に必要なデータを提供するよう指導を行なうこと。
- 公衆防犯灯の LED 化推進に対する支援制度を創設するとともに、LED 照明器具の製品規格標準化に向けた取り組みの推進を図ること。
- 過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）の活性化を図るため、地域の実情に即した総合的かつ積極的な対策や必要な財政措置を講じること。
- 地方における観光政策を推進するための環境整備等に対して総合的な支援を充実すること。
- 企業誘致事業に対する固定資産税の減免による減収補填措置のみならず、企業用地へのアクセス整備や誘致企業への助成等の財政負担に対する支援措置の充実強化を図ること。
- 中小零細企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するため、金融対策の維持・拡充及び弾力的運用を図ること。また、企業自身の能力や地域資源を活用し、独自の事業発展、強化を目的とした人的・財政的支援を含む包括的な支援制度を創設するとともに、自治体の事業誘致・企業誘致への支援措置の拡充を図ること。また、消費税増税が予定される中、景気対策となるインフラ整備を優先して取り組み、増税後に不況が生じることのないよう対策を実施すること。
- 有害鳥獣による農作物被害について、防災面も考慮のうえ十分な財政措置を図ること。また、有害鳥獣捕獲の担い手確保のため、銃刀法の規制緩和と射撃場の確保を図ること。
- 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加については、様々な産業分野や地域経済へ多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対し、詳細な情報を開示し、十分な議論を尽くし、国民的合意を得た上で慎重に対応すること。中でも、農林漁業の振興と再生に向けた取り組みが損なわれないよう十分配慮すること。
- 経営所得安定対策等の農業・農村振興にかかる制度の整理統合を図ること。
- 住民票や戸籍謄本等の不正請求を防止するため、さらなる罰則強化等を行うとともに、請求時に被請求者の承諾書等の添付を義務付けるなどの措置を講じること。
- 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理にかかる財政措置の拡充を図ること。
- 地域間の情報格差を是正するために整備した情報通信基盤設備の維持管理について、必要な財政措置を講じること。
- 山砂利採取跡地の修復整備を促進するため、国が行う事業により発生する良質な建設発生土を確保すること。一方で、不適切な残土投棄について、業者のモラル向上と適正な残土処分が実現できるよう、法整備を図ること。

15. 廃棄物処理施設の整備、更新及び改修等について必要な財政措置を講じること。
16. 「容器包装廃棄物」の減量と環境負荷の低減を進めるため、拡大生産者責任を明確にし、発生抑制、再利用を優先させる仕組みを構築すること。また、リサイクル費用が製品価格に上乗せとなるよう、リサイクル法を見直すこと。
17. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。
18. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、国において早急に公契約法に関する基本的方針等を策定すること。
19. 地方公共団体における公の施設の管理運営について、現在の指定管理者を指定するものに加え、公共的団体に直接管理運営の委託が可能となるよう、制度の改正を図ること。
20. 市民が安心して消費生活相談ができるよう、自治体の消費者行政に対する恒久的な財政措置を講じること。
21. 地域主体の土地利用を推進するため、土地利用基本計画に基づく土地利用政策の一元化及び権限の移譲をすすめること。
22. 特定家庭用機器を処分している不用品回収業者等に対し、地方公共団体が法的根拠に基づき明確に指導できるよう、法的整備を図ること。
23. 改正郵政民営化法の施行により、過疎地域を抱える自治体の住民サービスに支障を来すことがないように、特段の配慮を図ること。